



三重県公報

令和元年5月10日(金)

第 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
2	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(福 利 厚 生 課)	2
告 示			
14	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示	(福 利 厚 生 課)	3
15	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額の変更	(同)	4
16	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示	(同)	4
17	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第27条第1項第3号の規定に基づく知事が定める率	(同)	5
18	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	6
19	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	7
20	三重県身体障害者総合福祉センターの利用料金の承認	(障 が い 福 祉 課)	7
21	地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地 域 連 携 総 務 課)	8
22	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(担 い 手 支 援 課)	8
23	同件	(同)	9
24	同件	(同)	9
25	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	9
26	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	10
27	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	10
28	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	11
公 告			
	令和元年度三重県調理師試験の実施	(食 品 安 全 課)	11
	令和元年度三重県製菓衛生師試験の実施	(同)	12
	令和元年度三重県登録販売者試験の実施	(薬 務 感 染 症 対 策 課)	12
	農用地利用配分計画の認可申請があった旨及びその縦覧	(担 い 手 支 援 課)	13
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	14
	同件	(同)	14
	同件	(同)	15
	同件	(同)	17
	土地改良区の定款の変更認可	(同)	17
	土地改良事業の工事の完了	(同)	17
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(県 土 整 備 財 務 課)	17

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年五月十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年三重県規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章〜第三章（略）	第一章〜第三章（略）
第四章 雑則（第二十三条― 第二十七条 ）	第四章 雑則（第二十三条― 第二十六条 ）
附則	附則
第二十六条（略）	第二十六条（略）
（平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）	
第二十七条 <u>平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（年金たる補償並びに第十七条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあつては、条例第十六条において例によることとされる地方公務員災害補償法第四十条第三項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第三号に掲げる額を第一号に掲げる額に加えた額とする。</u>	
一 <u>平成三十一年四月一日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）</u>	
二 <u>平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）</u>	
三 <u>次のイ又はロに掲げる補償等に関する区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより算定</u>	

される額	
イ	年金たる補償等 第一号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第二号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として知事が定める率を乗じて得た額の合計額
ロ	年金たる補償等以外の補償等 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として知事が定める率を乗じて得た額
2	前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

1の規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 14 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額（平成 6 年三重県告示第 265 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第 5 条の 3 第 1 項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">年齢階層</th> <th style="width: 25%;">最低限度額</th> <th style="width: 25%;">最高限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20歳未満</td> <td style="text-align: center;">4,900円</td> <td style="text-align: center;">13,285円</td> </tr> <tr> <td>20歳以上25歳未満</td> <td style="text-align: center;">5,484円</td> <td style="text-align: center;">13,285円</td> </tr> <tr> <td>25歳以上30歳未満</td> <td style="text-align: center;">6,010円</td> <td style="text-align: center;">14,249円</td> </tr> <tr> <td>30歳以上35歳未満</td> <td style="text-align: center;">6,389円</td> <td style="text-align: center;">17,285円</td> </tr> <tr> <td>35歳以上40歳未満</td> <td style="text-align: center;">6,760円</td> <td style="text-align: center;">19,052円</td> </tr> <tr> <td>40歳以上45歳未満</td> <td style="text-align: center;">7,042円</td> <td style="text-align: center;">21,399円</td> </tr> </tbody> </table>	年齢階層	最低限度額	最高限度額	20歳未満	4,900円	13,285円	20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円	25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円	30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円	35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円	40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第 5 条の 3 第 1 項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">年齢階層</th> <th style="width: 25%;">最低限度額</th> <th style="width: 25%;">最高限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20歳未満</td> <td style="text-align: center;">4,748円</td> <td style="text-align: center;">13,284円</td> </tr> <tr> <td>20歳以上25歳未満</td> <td style="text-align: center;">5,377円</td> <td style="text-align: center;">13,284円</td> </tr> <tr> <td>25歳以上30歳未満</td> <td style="text-align: center;">5,967円</td> <td style="text-align: center;">14,255円</td> </tr> <tr> <td>30歳以上35歳未満</td> <td style="text-align: center;">6,304円</td> <td style="text-align: center;">17,353円</td> </tr> <tr> <td>35歳以上40歳未満</td> <td style="text-align: center;">6,673円</td> <td style="text-align: center;">19,286円</td> </tr> <tr> <td>40歳以上45歳未満</td> <td style="text-align: center;">6,926円</td> <td style="text-align: center;">21,393円</td> </tr> </tbody> </table>	年齢階層	最低限度額	最高限度額	20歳未満	4,748円	13,284円	20歳以上25歳未満	5,377円	13,284円	25歳以上30歳未満	5,967円	14,255円	30歳以上35歳未満	6,304円	17,353円	35歳以上40歳未満	6,673円	19,286円	40歳以上45歳未満	6,926円	21,393円
年齢階層	最低限度額	最高限度額																																									
20歳未満	4,900円	13,285円																																									
20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円																																									
25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円																																									
30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円																																									
35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円																																									
40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円																																									
年齢階層	最低限度額	最高限度額																																									
20歳未満	4,748円	13,284円																																									
20歳以上25歳未満	5,377円	13,284円																																									
25歳以上30歳未満	5,967円	14,255円																																									
30歳以上35歳未満	6,304円	17,353円																																									
35歳以上40歳未満	6,673円	19,286円																																									
40歳以上45歳未満	6,926円	21,393円																																									

45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円	45歳以上50歳未満	7,020円	23,905円
50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円	50歳以上55歳未満	6,812円	25,257円
55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円	55歳以上60歳未満	6,313円	24,859円
60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円	60歳以上65歳未満	5,142円	19,726円
65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円	65歳以上70歳未満	3,940円	15,291円
70歳以上	3,960円	13,285円	70歳以上	3,940円	13,284円

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償に係る補償基礎額から適用する。

三重県告示第 15 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年三重県条例第 43 号）第 5 条の 2 第 1 項及び第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、知事が定める額を次のとおり変更し、公表の日から施行します。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

次の表の左欄に掲げる告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 30 年三重県告示第 295 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示）	3,930 円	3,940 円
平成 29 年三重県告示第 284 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示）	3,920 円	3,930 円
平成 28 年三重県告示第 275 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示）	3,930 円	3,950 円
平成 27 年三重県告示第 284 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示）	3,930 円	3,950 円
平成 26 年三重県告示第 294 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示）	3,930 円	3,940 円
平成 25 年三重県告示第 297 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示）	3,950 円	3,970 円
平成 24 年三重県告示第 316 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示）	3,950 円	3,970 円
平成 23 年三重県告示第 264 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示）	3,940 円	3,960 円
平成 22 年三重県告示第 247 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示）	4,030 円	4,050 円
平成 21 年三重県告示第 274 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示）	4,060 円	4,080 円
平成 20 年三重県告示第 247 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示）	4,090 円	4,110 円
平成 19 年三重県告示第 354 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示）	4,100 円	4,120 円
平成 18 年三重県告示第 363 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示）	4,070 円	4,090 円

三重県告示第 16 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年三重県条例第 43 号）第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額（平成 11 年三重県告示第 261 号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定による知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。</p>			<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定による知事が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>165,150 円</u> を超えるときは、 <u>165,150 円</u> ）	常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>105,290 円</u> を超えるときは、 <u>105,290 円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>70,790 円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>70,790 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>57,190 円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>57,190 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>82,580 円</u> を超えるときは、 <u>82,580 円</u> ）	随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>52,650 円</u> を超えるときは、 <u>52,650 円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>35,400 円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>35,400 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>28,600 円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>28,600 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償について適用する。

三重県告示第 17 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年三重県規則第 9 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、同号の知事が定める率を次のとおり定め、公表の日から施行します。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木英敬

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第27条第1項第3号の知事が定める率は、同号イにあっては支給の対象とされた月の初日、同号ロにあっては支給された日をそれぞれ算定対象日とし、次の表の左欄に掲げる算定対象日の属する期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる率とする。

算定対象日が属する期間の区分	率
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	0.11
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	0.09
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	0.08
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	0.06
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	0.05
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	0.04
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	0.03
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	0.02
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	0.01
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	0.01
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	0.01
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	0.01
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	0.01

三重県告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和元年5月10日

三重県知事 鈴木英敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470600061	津市社協訪問介護事業所(南部)	津市久居東鷹跡町20-2	社会福祉法人津市社会福祉協議会	平成31年3月31日	訪問介護
2460290030	四郷訪問看護ステーション	四日市市西日野町小溝野4015	社会福祉法人青山里会	平成31年3月31日	訪問看護
2462890027	訪問看護ステーションたんぼぼ	伊勢市御園町長屋1997-1	医療法人ハートクリニック福井	平成31年3月31日	訪問看護
2470700556	華 ヘルプステーション	松阪市塚本町59番地9	有限会社 華	平成31年3月31日	訪問介護
2470703428	松阪社協飯南支所訪問介護事業所	松阪市飯南町横野885	社会福祉法人松阪市社会福祉協議会	平成31年3月31日	訪問介護
2470100781	にじのさと桑名サービスセンター	桑名市東方1529-1 ハイツアザレア302号	株式会社日本エルダリーケアサービス	平成31年3月31日	訪問介護
2471300562	株式会社エーアイケア	名張市美旗中村1767番地	株式会社エーアイケア	平成31年2月28日	訪問入浴介護
2470400330	清和の里訪問介護事業所	亀山市布気町602番地	社会福祉法人安全福祉会	平成31年3月31日	訪問介護
2471400198	ケアサポート ひばり	いなべ市員弁町下笠田1356番地	特定非営利活動法人ひばり	平成31年3月31日	訪問介護
2471200432	デイサービスセンターあやま	伊賀市馬場1128番地の1 阿山保健福祉センター	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会	平成31年3月31日	通所介護
2473100473	三重南紀農業協同組合 営農経済部 経済課	南牟婁郡御浜町阿田和4135番地	三重南紀農業協同組合	平成31年3月31日	福祉用具貸与
2473100473	三重南紀農業協同組合 営農経済部 経済課	南牟婁郡御浜町阿田和4135番地	三重南紀農業協同組合	平成31年3月31日	特定福祉用具販売

三重県告示第 19 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2460290030	四郷訪問看護ステーション	四日市市西日野町小溝野 4015	社会福祉法人青山里会	平成 31 年 3 月 31 日	介護予防訪問看護
2462890027	訪問看護ステーションたんぼぼ	伊勢市御菌町長屋 1997-1	医療法人ハートクリニック福井	平成 31 年 3 月 31 日	介護予防訪問看護
2471300562	株式会社エーアイケア	名張市美旗中村 1767 番地	株式会社エーアイケア	平成 31 年 2 月 28 日	介護予防訪問入浴介護
2473100473	三重南紀農業協同組合 営農経済部経済課	南牟婁郡御浜町阿田和 4135 番地	三重南紀農業協同組合	平成 31 年 3 月 31 日	介護予防福祉用具貸与
2473100473	三重南紀農業協同組合 営農経済部経済課	南牟婁郡御浜町阿田和 4135 番地	三重南紀農業協同組合	平成 31 年 3 月 31 日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県身体障害者総合福祉センターの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県身体障害者総合福祉センターの利用料金の承認（平成 28 年三重県告示第 196 号）は、令和元年 9 月 30 日限り廃止します。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

社会福祉法人三重県厚生事業団
理事長 細野 浩

2 利用料金の額

(1) 宿泊室

区 分	利用料金（円）
診療、処置等を受ける者及びその付添人	一泊につき 600

(2) 運動場

区 分	利用単位	利用料金（円）							
		午前 7 時から午前 8 時まで	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 6 時まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 6 時まで	午前 8 時 30 分から午後 6 時まで	
野球場	1 面	550	1,650	2,200	550	3,850	2,750	4,400	
テニスコート	クレー	1 面	220	880	1,100	220	1,980	1,320	2,200
	ハード	1 面	330	1,100	1,320	330	2,420	1,650	2,750
ゲートボールコート	1 面	110	330	440	110	770	550	880	

(3) 体育館

区 分	利用料金（円）					
	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
体育館	1,320	1,760	2,420	3,080	4,180	5,500

3 利用料金の承認年月日

令和元年 5 月 10 日

- 4 利用料金の適用年月日
令和元年 10 月 1 日

三重県告示第 21 号

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 中

「

19	第 76 回国民体育大会市町競技施設整備費補助金		
20	地域活性化支援事業補助金		
21	南部地域活性化基金事業費補助金		
22	南部地域活性化地方創生関連事業費補助金		
23	東紀州地域産業活性化事業費補助金		

を

」

「

19	第 76 回国民体育大会市町競技施設整備費補助金		
20	カナダレスリングチーム三重県・津市事前キャンプ実行委員会負担金		
21	地域活性化支援事業補助金		
22	南部地域活性化基金事業費補助金		
23	南部地域活性化地方創生関連事業費補助金		
24	東紀州地域産業活性化事業費補助金		

に

」

改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の地域連携部関係補助金等交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 22 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県農業研究所の農業生産物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 委託先

三重県四日市市水沢町 2441 番地 3

三重茶農業協同組合

三重県松阪市嬉野権現前町 464-5
 一志東部農業協同組合
 三重県松阪市高町 138 番地
 三重県松阪市舎内売店 加藤 つぎ子
 三重県伊賀市四十九町 2802 番地
 三重県伊賀市舎内売店 上田 エミ子

2 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 23 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県畜産研究所の農業生産物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

三重県松阪市嬉野下之庄町 753 番地
 三重県酪農業協同組合連合会
 三重県松阪市大津町上金剛 993 番地の 1
 株式会社三重県松阪食肉公社
 三重県津市栄町一丁目 960 番地
 全国農業協同組合連合会三重県本部

2 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 24 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県農業大学校の農業生産物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

- (1) 三重県松阪市小津町 800 番地
 県印三重中央青果株式会社
- (2) 三重県松阪市嬉野権現前町 464 番地の 5
 一志東部農業協同組合

2 指定の期間

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- (2) 令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 25 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 8 月 15 日 第 16 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重中央農業協同組合	代表理事組合長 前田 孝幸	津市一志町田尻 595 番地の 13

3 変更内容

- (1) 農産物検査員が検査を行う農産物の種類の変更

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三行上野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市河芸町三行字住持 1077 番 1 地先 から 津市河芸町三行字椽本 2651 番地先 まで	旧	14.60～23.90	98.00
	新	15.70～33.20	98.00

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 166 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市小片野町字欠ノ山 2392 番地先 から 松阪市小片野町字欠ノ山 2388 番 1 地先 まで	旧	11.44～35.70	213.21
	新	11.23～42.01	213.21

三重県告示第 28 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字吉備野 1953 番 1 地先 から 鈴鹿市長澤町字武備野 2019 番 18 地先 まで	令和元年 5 月 10 日
県道 三行上野線	津市河芸町三行字住持 1077 番 1 地先 から 津市河芸町三行字椽本 2651 番地先 まで	令和元年 5 月 10 日
県道 松阪度会線	多気郡多気町相鹿瀬字菖蒲谷 383 番 1 地先 から 多気郡多気町相鹿瀬字菖蒲谷 391 番 2 地先 まで	令和元年 5 月 10 日

公 告

調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。
 令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
令和元年 12 月 1 日(日)	午後 1 時から午後 3 時まで	津市北河路町 19-1 津市産業・スポーツセンター (メッセウイング・みえ) 尾鷲市坂場西町 1-1 三重県尾鷲庁舎

2 受験申込書の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間
令和元年 8 月 1 日（木）から同月 14 日（水）まで
- (2) 受付場所
県内各保健所
なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付並びに郵送による受付はいたしません。

3 受験申込書の請求先

県内各保健所

4 その他

この試験についての問合せは、受験申込書の請求先にしてください。

製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 4 条第 1 項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
令和元年 12 月 1 日（日）	午後 1 時から午後 3 時まで	津市北河路町 19-1 津市産業・スポーツセンター （メッセウイング・みえ） 尾鷲市坂場西町 1-1 三重県尾鷲庁舎

2 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和元年 8 月 19 日（月）から同月 28 日（水）まで

(2) 受付場所

県内各保健所

なお、土曜日及び日曜日の受付並びに郵送による受付はいたしません。

3 受験申込書の請求先

県内各保健所

4 その他

この試験についての問合せは、受験申込書の請求先にしてください。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 8 第 1 項の規定による令和元年度三重県登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 試験日時

令和元年 9 月 4 日（水） 午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

2 試験会場

津市産業・スポーツセンター（メッセウイング・みえ）
津市北河路町 19-1

※ 試験会場に関するお問合せについては、薬務感染症対策課薬事班（059-224-2330）へお願いします。

3 試験内容

(1) 試験は多肢択一式による出題でマークシート方式

(2) 試験項目と問題数

前半（午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで）

医薬品に共通する特性と基本的な知識 20 問

主な医薬品とその作用 40 問

後半（午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）

人体の働きと医薬品 20 問

薬事関係法規・制度 20 問

医薬品の適正使用・安全対策 20 問

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 登録販売者試験受験申請書 1 部

イ 写真 1 枚（申込前 6 月以内に写した無帽正面、上半身像のものであって、縦 4.5 cm、横 3.5 cm のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 受験申請書の提出先

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）

(3) 受験申請書の受付期間

令和元年 6 月 10 日（月）から同月 21 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします（ただし、正午から午後 1 時まで並びに土曜日及び日曜日を除きます。）。

(4) 受験手数料

15,000 円の三重県収入証紙を受験申請書に貼り付けてください。

なお、受験申請書提出後は返還しません。

5 合格発表

令和元年 10 月 18 日（金）午前 10 時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関及び各保健所（四日市市保健所を含みます。）に掲示します。

また、当日中に三重県ホームページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/>）にも掲載します。

なお、電話・メールによる照会には応じませんが、受験者全員に合格者受験番号一覧を郵送します。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
辻 武史	愛知県愛西市	津市大里睦合町古川 3004 ほか 6 筆
藤田 一房	いなべ市	いなべ市員弁町下笠田字村前 2322 ほか 5 筆
小林 俊夫	いなべ市	いなべ市員弁町下笠田字村前 2304
株式会社 瑞穂の国川出農園	鈴鹿市	鈴鹿市土師町六之坪 1209 ほか 2 筆
株式会社 神尾農園	鈴鹿市	鈴鹿市肥田町中縄 125 ほか 6 筆
株式会社 林営農センター	津市	津市小舟中ノ坪 1245-2
多氣 丈史	津市	津市木造町イカキ 466-1 ほか 20 筆
中村 高之	津市	津市白山町二本木柏原 4762 ほか 24 筆
農事組合法人 南家城営農組合	津市	津市白山町南家城家野 2286 ほか 2 筆
西井 主	松阪市	松阪市嬉野須賀町字塚坪 1857 ほか 8 筆
水本 守	松阪市	松阪市久米町字吉野 1449 ほか 2 筆
松田 忠正	松阪市	松阪市中ノ庄町字四ツ橋 292
株式会社 陽光園	松阪市	松阪市嬉野野田町字ノバク 588
農事組合法人 コスモス	松阪市	松阪市大足町字ハサマ 945 ほか 5 筆
藪谷 源司	松阪市	松阪市立野町字上川原 1694 ほか 8 筆
有限会社 喜多村アグリ	松阪市	松阪市松名瀬町字大坪 53 ほか 6 筆
農事組合法人 元丈の里営農組合	多気郡多気町	多気郡多気町波多瀬安畑 1041 ほか 9 筆
渡邊 裕司	多気郡明和町	伊勢市小俣町湯田 911 ほか 48 筆
幾田 眞生	度会郡玉城町	度会郡玉城町日向口田 531 ほか 8 筆
堀江 勇紀	度会郡大紀町	度会郡大紀町打見口中野 624 番 3 ほか 5 筆
江尻 潜	度会郡大紀町	度会郡大紀町大内山不動野沖 3642 番ほか 9 筆
田中 藤生	度会郡大紀町	度会郡大紀町大内山門口沖 6463 ほか 2 筆
農事組合法人 大東営農組合	伊賀市	伊賀市猪田杉ケ本 5332-3 ほか 6 筆
藤森 博和	伊賀市	伊賀市中友生後殿 2286
森岡 大典	伊賀市	伊賀市中友生福地 1984

富田 英作	伊賀市	伊賀市中友生中之地 2431
安田 成美	伊賀市	伊賀市中友生北之平 2119
中森 年秋	伊賀市	伊賀市上林大澤 2519
井賀 淳也	南牟婁郡紀宝町	南牟婁郡紀宝町大里高井 3732 ほか 11 筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2) 縦覧期間

令和元年 5 月 10 日から同月 23 日まで

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

機殿下土地改良区（松阪市魚見町 186 番地 1）

退任理事

松阪市魚見町 260 番地 1	池 田 憲 男
〃 〃 206 番地 6	中 川 泉
〃 〃 302 番地	中 川 繁 樹
〃 〃 252 番地	中 川 佳 久
〃 川島町 232 番地 1	鈴 木 和 夫
〃 〃 227 番地	横 井 章
〃 東久保町 792 番地	溝 田 勝 美
〃 〃 875 番地	溝 田 晴 邦
〃 〃 740 番地	溝 田 充

退任監事

松阪市魚見町 255 番地	中 川 弘 司
〃 東久保町 795 番地	溝 田 勤

就任理事

松阪市魚見町 260 番地 1	池 田 憲 男
〃 〃 206 番地 6	中 川 泉
〃 〃 302 番地	中 川 繁 樹
〃 〃 252 番地	中 川 佳 久
〃 川島町 232 番地 1	鈴 木 和 夫
〃 〃 227 番地	横 井 章
〃 東久保町 792 番地	溝 田 勝 美
〃 〃 875 番地	溝 田 晴 邦
〃 〃 740 番地	溝 田 充

就任監事

松阪市魚見町 255 番地	中 川 弘 司
〃 東久保町 795 番地	溝 田 勤

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

榎田川祓川沿岸土地改良区（松阪市豊原町 1354 番地 1）

退任理事

松阪市榎田町 881 番地	関 岡 寛
---------------	-------

松阪市佐久米町 531 番地 2

〃 新屋敷町 430 番地

〃 西黒部町 783 番地

〃 松名瀬町 888 番地

〃 東久保町 871 番地

〃 東黒部町 616 番地

〃 高木町 306 番地

多気郡明和町大字金剛坂 890 番地 1

〃 〃 大字馬之上 142 番地 5

〃 〃 大字中村 706 番地 1

〃 〃 大字山大淀 3079 番地

退任監事

松阪市豊原町 510 番地

〃 和屋町 193 番地

〃 法田町 168 番地

多気郡明和町大字大淀甲 171 番地

就任理事

松阪市櫛田町 881 番地

〃 佐久米町 531 番地 2

〃 下七見町 105 番地

〃 高須町 3490 番地 20

〃 松名瀬町 888 番地

〃 井口中町 1015 番地

〃 東黒部町 616 番地

〃 高木町 286 番地

多気郡明和町大字金剛坂 890 番地 1

〃 〃 大字馬之上 142 番地 5

〃 〃 大字中村 706 番地 1

〃 〃 大字山大淀 3079 番地

就任監事

松阪市西黒部町 783 番地

〃 東久保町 871 番地

〃 出間町 43 番地

多気郡明和町大字濱田 1509 番地 1

小林 純 一

宮前 信 三

浅井 重 久

小藪助次右衛門

濱林 九代次

出口 眞 朗

中西 志 朗

森島 啓 之

南野 光 輝

中山 雅 仁

中山 正 美

鈴木 博

田村 正

村林 稔 文

辻 正 信

関岡 寛

小林 純 一

山路 一 巳

大林 茂 生

小藪助次右衛門

西川 幸 二

出口 眞 朗

山中 匠

森島 啓 之

南野 光 輝

中山 雅 仁

中山 正 美

浅井 重 久

濱林 九代次

小倉 信 幸

吉川 幸 博

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出がありました。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

上野土地改良区（伊賀市上野丸之内 182 番地の 3）

退任理事

伊賀市西明寺 363

〃 〃 789

〃 荒木 460

〃 〃 581

〃 〃 137

〃 〃 204-1

〃 寺田 646

〃 〃 1045-1

〃 高畑 302

福森 悦 郎

宮田 嵩 弘

若森 英 一

菊本 一 巳

中川 護

葛原 俊 和

荒木 雅 夫

石田 昭 雄

松浦 正 光

伊賀市羽根 58
 " 服部町 622
 " 印代 273-1
 " 一之宮 411
 " 千歳 948
 " 東条 601
 " 西条 491
 " 土橋 648
 " 山神 525
 " 小田町 81
 " " 278
 " " 64
 " " 36
 " " 204
 " " 684-3
 " 上野車坂町 672

退任監事

伊賀市小田町 67
 " 印代 206
 " 寺田 958

就任理事

伊賀市西明寺 363
 " " 737
 " 荒木 460
 " " 581
 " " 134
 " " 211
 " 寺田 646
 " " 1949
 " 高畑 302
 " 羽根 369-1
 " 服部町 491
 " 印代 125
 " 一之宮 882
 " 千歳 948
 " 東条 601
 " 西条 491
 " 土橋 14-1
 " 山神 525
 " 小田町 1912
 " " 278
 " " 64
 " " 36
 " " 204
 " " 684-3
 " 上野車坂町 672

就任監事

伊賀市羽根 58
 " 一之宮 411
 " 小田町 81

門脇昌弘
 石橋大宜
 岩瀬壽一
 上杉重一
 福田和男
 奥井紀一
 坂口慎一
 山本正信
 稲森俊治
 川上善正
 福持佐九治
 藤下政信
 中森伸正
 竹澤光則
 中野博文
 柳島正一

西出正敏
 中森日出治
 吉村勇

福森悦郎
 西田富司夫
 若森英一
 菊本一巳
 葛原一彦
 葛原茂樹
 荒木雅夫
 富永敏雄
 松浦正光
 中垣友宏
 石橋勝美
 稲森実式
 宮岡美式
 福田和男
 奥井紀一
 坂口慎一
 中林茂
 稲森俊治
 木下和文
 福持佐九治
 藤下政信
 中森伸正
 竹澤光則
 中野博文
 柳島正一

門脇昌弘
 上杉重一
 川上善正

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

勝田土地改良区（度会郡玉城町勝田 2810 番地）

退任理事

度会郡玉城町勝田2730番地	杉 田 和 弘
" " " 2740番地	野 口 長 一
" " " 2774番地	中 西 元
" " " 2797番地	青 木 悟
" " " 2829番地	谷 口 浩 一
" " " 2743 番地 2	見 置 敦
" " " 2761番地	藤 川 健
" " 岡出63番地	松 田 清

退任監事

度会郡玉城町勝田2864番地	谷 口 和 也
" " " 2760 番地 2	乾 哲 哉

就任理事

度会郡玉城町勝田4890番地	小 林 一 雄
" " " 2740番地	野 口 長 一
" " " 2774番地	中 西 元
" " " 2797番地	青 木 悟
" " " 2829番地	谷 口 浩 一
" " " 2743 番地 2	見 置 敦
" " " 2761番地	藤 川 健
" " 岡出63番地	松 田 清

就任監事

度会郡玉城町勝田2864番地	谷 口 和 也
" " " 2760 番地 2	乾 哲 哉

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、中勢用水土地改良区（津市納所町 520 番地）の定款の変更を認可しました。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和元年 5 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
県営中山間地域総合整備事業（一般型）	熊野南部地区	平成 31 年 3 月 29 日

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和元年 5 月 10 日

1 入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

平成 31 年度 国補道改・地連国 第 2- 分 0001 号
一般国道 167 号（磯部 B P）道路改良（恵利原五知トンネル（仮称））工事

(2) 工事場所

志摩市磯部町恵利原～志摩市磯部町五知 地内

(3) 工事概要

施工延長 L=2,000.0m 幅員 W=6.5(7.5)m

トンネル工 L=1,823.0m 内空断面積 A=57.8 m²

掘削工（NATM（発破掘削・機械掘削）工法） V=138,900 m³

覆工コンクリート工 V=15,760 m³

坑門工 N=2 基

車道舗装工 A=12,461 m²

排水工 L=3,586m

非常駐車帯 N=4 箇所

残土処理工 V=138,280 m³

道路工 L=177.0m

大型ブロック積工 A=491 m²

(4) 工期

契約締結日から 1245 日間

(5) 使用する主要な資機材

生コンクリート V=26,570 m³

ロックボルト N=23,694 本

H形鋼 W=736 t

(6) 予定価格

7,334,840,700 円（消費税及び地方消費税を含みます。）

2 入札方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 3 条（基本理念）に鑑み、三重県総合評価方式実施要領第 3 条に該当することから、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、同要領第 2 条に定める品質確保の実効性、施工体制確保の確実性及び見積書等との関連性に関する体制が全て構築されることを確認するための審査を行い、落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式の工事です。詳細については、三重県総合評価方式の運用ガイドライン（以下「総合評価ガイドライン」といいます。）によります。

なお、本工事の施工体制確認型総合評価方式は標準型です。

(2) 契約後 V E 方式

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の工事です。ただし、契約締結後の施工方法の提案については、総合評価方式に係る提案に当たるものを除きます。

(3) 競争参加資格事後審査方式

本工事は、競争参加資格のうち 5(8)アの事前条件審査項目を入札前に審査し、5(8)イの参加資格事後審査項目を開札後に審査する事後審査方式の工事です。

(4) 低入札価格調査

本工事は、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「会計規則」といいます。）第 72 条で規定する低入札価格調査の対象工事です。

(5) 電子入札

ア 本工事の入札手続は、原則として電子入札システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

イ 電子入札に係る運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準（以下「電子調達運用基準」といいます。）」によります。

ウ 電子入札システムによる手続開始後に、書面による入札（以下「紙入札」といいます。）への途中変更はできません（電子調達運用基準により発注機関の長がやむを得ないと判断した場合を除きます。）。

エ 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、紙入札に変更することがあります。

(6) 総合評価方式の技術資料の事後審査型

本工事は、総合評価方式の技術資料（様式 4-1、様式 4-2、様式 5-1、様式 5-2、様式 6-1 及び様式 6-2 を除きます。）について、開札後に落札候補者となった者のみ審査する総合評価方式の技術資料の事後審査型の工事です。

3 競争参加資格要件に関する事項

(1) 入札参加に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、(2)による特定建設工事共同企業体とし、その構成員は競争参加資格確認申請書（特定建設工事共同企業体の結成に関する書類を含みます。以下「申請書」といいます。）の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者とし、ただし、ア、イ、エ及びロについては、開札の時までに、またケについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による土木一式工事の特定建設業者であること。

イ 建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」といいます。）を受審し、かつ、有効期限内であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

エ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に土木一式工事で登録されている者であること。

オ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。

カ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

ク 本工事の設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。

なお、本工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関係がある建設業者とは、次に該当する者とし、

(ア) 本工事の設計業務の受託者

復建調査設計株式会社、株式会社建設技術研究所

(イ) 受託者と資本又は人事面において関係がある建設業者に該当する者

a 本工事の設計業務の受託者の発行済株式総数の 50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 50%を超える出資をしている建設業者

b 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

ケ 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

コ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。）。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者とし、ただし、エについては、開札の時までに満たしていれば足りるものとします。）。

ア 特定建設工事共同企業体の構成員数は、3 者であること。

イ 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、20%以上であること。

ウ 特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員のうちで出資比率が最大であること。

エ 特定建設工事共同企業体の構成員は次の要件を満たす者であること。

(ア) 特定建設工事共同企業体の代表者となる者

経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値（審査基準日は平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のものでも可能とします。また、合併又は分割その他組織変更を行った法人で、通知（「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成 20 年国総建第 309 号、「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成 20 年国総建第 313 号及び「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成 20 年国総建第 311 号。以下「通知等」といいます。）の規定に基づく経営事項審査を受審した法人にあつては、通知等に定める合併等の期日のものとします。以下同じ。）が 1,200 点以上の者であること。

- (イ) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員 1 となる者

経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が 930 点以上の者であること。

- (ウ) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員 2 となる者

経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が 820 点以上の者であること。

- (3) 同種工事の施工実績及び配置予定技術者に関する事項

ア 特定建設工事共同企業体の代表者となる者は、単独又は共同企業体の構成員（出資比率が 20%以上のものに限ります。以下同じ。）である元請けとして、平成 16 年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事 A の施工実績を資料提出日において有すること。

「本工事と同種工事 A」とは、掘削及び覆工の両方を施工した内空断面積（覆工後の内空断面積（代表値））40 m²以上の NATM 工法によるトンネル工事（以下「同種工事 A」といいます。）をいいます。

なお、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国等」といいます。）に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事 A の施工実績とします（以下「同種工事 A」において同じ。）。

イ 特定建設工事共同企業体の各構成員は、本工事に建設業法第 26 条及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の規定による主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」といいます。）であつて、次の基準を満たす者を本契約日に配置できること。

なお、配置予定の主任技術者等（以下「配置予定技術者」といいます。）が入札時に他の工事に従事している場合において、本契約日に配置できる状況にあることとは、本契約日の前日までにその工事の契約工期末日が到来している又は完成検査による契約の履行を確認していることをいいます。

- (ア) 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理とするものに合格した者（1 級土木施工管理技士）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいいます。

a 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定のうち検定種目を 1 級の建設機械施工とするものに合格した者（1 級建設機械施工技士）

b 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限ります。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限ります。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限ります。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限ります。）とするものに合格した者

c a 又は b と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者

- (イ) 特定建設工事共同企業体の代表者が配置する主任技術者等は、単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成 16 年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事 B の施工実績（「主任技術者等」又は「現場代理人」としての実績）を資料提出日において有すること。

「本工事と同種工事 B」とは、契約金額 8 千万円以上の土木一式工事（以下「同種工事 B」といいます。）をいいます。

「主任技術者等」としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む 2 分の 1 以上の連続した期間に従事した実績をいい、「現場代理人」としての実績とは、平成 16 年 4 月 1 日以降に公共機関等が発注した対象となる工事において、当該工事の（建設業法第 26 条の規定による）主任技術者等となることができる資格を契約日から有し、かつ、契約日から完成日までの全工事期間中現場代理人（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下

「コリンズ」といいます。)に現場代理人として登録された者に限ります。以下「現場代理人として従事していた実績」において同じ。)として従事していた実績をいいます。

ただし、施工実績として提出する工事が余裕期間設定工事等で、全体工期(契約日から完成日まで)と実工期(現場着手日から完成日まで)が一致しない工事である場合は、「契約日」は「現場着手日」に読み替えて適用することとします。

なお、我が国以外における施工実績である場合は、主任技術者等と同等の技術者(工事施工の技術上の管理を掌るものとして従事した技術者)として従事した実績であれば施工実績を有しているものとみなします。

また、協定非適用国等に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事Bの施工実績とします(以下「同種工事B」において同じ。)

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

(エ) 本工事の申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があつた場合、又は緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合には、3か月に満たないときであっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

(4) 総合評価方式の提案について、次に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

ア 技術資料届出書及び全ての技術資料(様式1、様式2、様式3、様式4-1、様式4-2、様式5-1、様式5-2、様式6-1及び様式6-2)を提出していること。

イ 技術資料の様式3の配置予定技術者欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

4 施工体制確認型総合評価方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価方式は、標準点に加算点を加え、入札価格で除した数値(以下「評価値」といいます。)の最も高い者を落札者とする方式とします。

評価値 = { (標準点 + 加算点) ÷ 入札価格 }

評価値の算出については、総合評価ガイドラインによります。ただし、三重県低入札価格調査実施要領第3条により算定した額(以下「調査基準価格」といいます。)を下回る入札(以下「低入札」といいます。)を行った入札参加者(以下「低入札者」といいます。)であつて、入札時、総合評価ガイドラインに定める施工体制審査意向確認書を提出した者には、三重県総合評価方式実施要領第2条に定める施工体制確認審査を行います。

施工体制確認審査の結果、三重県施工体制確認審査マニュアル(以下「施工体制審査マニュアル」といいます。)4に該当する者は失格とします。ただし、本案件には、施工体制審査マニュアル別紙3に規定する「施工体制確認に係る審査基礎要件」の(1)及び(2)は適用しません(6(4)イ(ア)において同じ。)

なお、施工体制審査意向確認書を提出していない者には、総合評価ガイドラインに基づき評価値を補正します。

評価値 = { (標準点 + 加算点) ÷ 入札価格 } × { 入札価格 ÷ 調査基準価格 / 1.10 }

(2) 入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準及び得点配分は、別紙「総合評価方式評価項目一覧」によります。

(3) 評価方法及び落札者の決定方法

入札参加者の要件及び評価項目を評価し、標準点及び加算点を付与し、次の条件を満たす入札を行った者であつて、(1)の方法で算出した評価値の最も高い者を落札者としてします。

ア 入札価格が予定価格/1.10の制限の範囲内であること。

イ 提案内容が発注者の設定する標準案を全て満たしていること。

ウ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格/1.10で除した数値を下回っていないこと。

(4) (3)において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。

(5) 提案が認められなかった評価項目については、標準案による施工を行うものとします。

(6) 落札者の提案内容(性能等)については、その履行を確保し、評価内容を担保するために契約書に提案内容を記載するとともに監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。

(7) 施工体制確認審査のための施工体制確認資料及び添付資料(以下「施工体制確認資料」といいます。)に記載された事項については、監督・検査により履行の確認を行います。

- (8) 技術資料に記載された事項について、受注者の責による提案内容（性能等）の不履行が確定された場合は、再度の施工等を求めますが、再度の施工等が困難あるいは合理的でない場合は、工事完成日の次年度に入札の公告が行われる三重県発注の総合評価方式の評価において評価点の減点を行います。
- (9) 施工体制確認資料に記載された事項について、不履行が確定された場合は、工事完成日の次年度に入札の公告が行われる三重県発注の総合評価方式の評価において評価点の減点を行います。
- (10) 技術資料の受領後の差替又は追加は認めません。ただし、参加申請時に提出された技術資料（確認資料を含む）の内容が確認できない場合は、落札候補者に対して確認資料の追加（以下「追加提出」といいます。）を求めることがあります。

また、追加提出については、追加提出の意思確認がとれ、別途指示した提出期限までに追加提出がされた場合のみ認めるものとします。

なお、競争入札審査会で追加提出を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出を求めることがあります。

この場合においては、午前9時から午後5時までの時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

- (11) 施工体制確認資料の訂正、差替及び再提出は認めません。
- なお、発注機関の長が必要と判断した場合には、追加資料を求めることがあります。
- (12) 提出された技術資料及びこれに付随する資料は、本工事の競争参加資格の確認等、本公告に記載する用途以外には、無断で他の資料として使用しません。
- (13) 次に該当する技術資料は加対象としません。

- ア 提案内容が不明なもの
- イ 著しく具体性を欠くもの
- ウ 施工の確実性又は安全性を欠くもの
- エ 別に配布する「技術資料作成上の留意事項」の条件が守られていないもの

5 入札手続等

本工事の入札に関する手続等は、次の(1)から(17)までのとおりとなります。

なお、三重県電子調達システムを利用する閲覧及び手続については、指定する期間中であっても、三重県電子調達システムの運用時間外は、閲覧及び手続を行うことができません。

電子入札システムの運用時間については、三重県の休日を守る条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」といいます。）及びシステムメンテナンス中を除く、午前8時から午後8時まで、入札情報サービスシステムの運用時間については、システムメンテナンス中を除く24時間となります。

三重県電子調達システム（公共事業調達）のホームページアドレス

<http://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/>

- (1) 入札説明書の配布
公告日から令和元年6月24日（月）まで入札情報サービスシステムにより提供します。
- (2) 設計図面及び仕様書の閲覧等
- ア 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は、入札情報サービスシステムに掲載する方法により閲覧に供します。
 - なお、紙媒体での閲覧は、次によります。
 - (ア) 閲覧期間
公告日から令和元年6月24日（月）まで（ただし、休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時までとします（ただし、正午から午後1時までの間は除きます。）。
 - (イ) 閲覧場所
〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-9
三重県志摩建設事務所総務・管理・建築室総務課
電話 0599-43-5125
 - イ 設計図書等の複写を希望する者は、ア(イ)の閲覧場所まで連絡し、指示に従って下さい。
- (3) 契約条項を示す場所
〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-9
三重県志摩建設事務所総務・管理・建築室総務課

電話 0599-43-5125

- (4) 当該入札に対する質問がある場合は、次のとおり提出するものとします。

なお、電話・口頭等では受け付けません。

ア 質問の提出

(ア) 提出期間

a 技術資料に係る質問の提出期間

公告日の翌日から令和元年5月24日(金)まで(ただし、休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時までとします(ただし、正午から午後1時までの間は除きます。)

なお、電子入札システムによる提出期間は、公告日の翌日から令和元年5月24日(金)までの午前8時から午後8時までとします(ただし、メンテナンス日を除きます。公告日の翌日は午前8時30分から、最終日は午後5時までとします。)

b 設計図書等に係る質問の提出期間

公告日の翌日から令和元年6月17日(月)まで(ただし、休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時までとします(ただし、正午から午後1時までの間は除きます。)

なお、電子入札システムによる提出期間は、公告日の翌日から令和元年6月17日(月)までの午前8時から午後8時までとします(ただし、メンテナンス日を除きます。また、公告日の翌日は午前8時30分から、最終日は午後5時までとします。)

(イ) 提出場所

〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-9

三重県志摩建設事務所総務・管理・建築室総務課

電話 0599-43-5125 ファクシミリ 0599-43-1353 電子メール skenset@pref.mie.lg.jp

(ウ) 提出方法

電子入札システム、持参、電送(ファクシミリ)又は電子メールにて受け付けますが、持参以外の方法により提出する場合は、必ず電話により着信の確認をしてください。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法

閲覧に供することにより回答します。

(イ) 閲覧期間

a 技術資料に係る質問に対する回答の閲覧期間

ア(ア)aの提出期限日の遅くとも2日後から令和元年6月24日(月)までの電子入札システム及び入札情報サービスシステムの運用時間内とします(ただし、メンテナンス日を除きます。また、閲覧開始日は掲載時間からとします。)

b 設計図書等に係る質問に対する回答の閲覧期間

ア(ア)bの提出期限日の遅くとも2日後から令和元年6月24日(月)までの電子入札システム及び入札情報サービスシステムの運用時間内とします(ただし、メンテナンス日を除きます。また、閲覧開始日は掲載時間からとします。)

(ウ) 閲覧場所

電子入札システム及び入札情報サービスシステムに掲載します。

(5) 申請書の提出

ア 電子入札システムにより参加する場合

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、(ア)により「使用電子証明書届(特定JV用)」及び「三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第21条に定める書類」を提出し、特定建設工事共同企業体としての業者コードの指定を受けてください。その後(イ)により「紙等資料提出通知書」を電子入札システムにより提出し、併せて(ウ)により「技術資料届出書」並びに「技術資料」及び付随する添付資料を提出して下さい。これらの提出書類により競争参加資格の確認を行います。

なお、(ア)、(イ)及び(ウ)の提出期間にこれらの書類を提出しない者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

(ア) 特定建設工事共同企業体の業者コードの指定に係る資料

a 提出書類

- (a) 使用電子証明書届（特定 J V 用）（電子調達運用基準様式 3）
- (b) 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第 21 条に定める書類
- ・ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 4）
 - ・ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 5）の写し
 - ・ 使用印鑑届（様式第 3）
 - ・ 委任状（様式第 6）（県外に本店を有する企業のみ）
- b 提出期間
公告日から令和元年 5 月 23 日（木）まで（ただし、休日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします（ただし、正午から午後 1 時までの間は除きます。）。
- c 提出場所
〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-9
三重県志摩建設事務所総務・管理・建築室総務課
電話 0599-43-5125
- d 提出方法
紙媒体で持参又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けません。この提出をもって電子入札システムでの入札参加申請時に必要な特定建設工事共同企業体としての業者コードが指定されます。
なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。
- (イ) 紙等資料提出に係る資料
- a 提出書類
申請書及び紙等資料提出通知書（電子調達運用基準様式 7）
- b 提出期間
公告日から令和元年 5 月 30 日（木）まで（ただし、休日は除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします（ただし、正午から午後 1 時までの間は除きます。最終日は午後 0 時（正午）までとします。）。
- c 提出方法
(ア)により特定建設工事共同企業体の業者コードを取得後、電子入札システムにて参加申請する際に、紙等資料提出通知書を添付ファイルとして提出してください。
なお、申請書とは、電子入札システムにおける競争参加資格確認申請書（システム画面）のことをいいますので、ファイルや紙資料での提出は不要です。
- (ウ) 総合評価方式に係る技術資料
- a 提出書類
技術資料届出書並びに技術資料（様式 1 から様式 6-2 まで）及びこれに付随する添付資料
- b 提出期間
公告日から令和元年 5 月 30 日（木）まで（ただし、休日は除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします（ただし、正午から午後 1 時までの間は除きます。最終日は午後 0 時（正午）までとします。）。
- c 提出場所
〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-9
三重県志摩建設事務所総務・管理・建築室総務課
電話 0599-43-5125
- d 提出方法
紙媒体で持参又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けません。
なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。
- イ 紙入札により参加する場合
入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、(ア)により「競争参加資格確認申請書」、「技術資料届出書」、「技術資料」及び付随する添付資料並びに三重県建設工事に係る共同企業

体取扱要綱第 21 条に定める書類を提出してください。これらの提出書類により競争参加資格の確認を行います。

なお、(イ)の提出期間にこれらの書類を提出しない者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

(ア) 提出書類

- a 競争参加資格確認申請書（様式第 1-1 号）
- b 技術資料届出書並びに技術資料（様式 1 から様式 6-2 まで）及び付随する添付資料
- c 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第 21 条に定める書類
 - ・ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 4）
 - ・ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 5）の写し
 - ・ 使用印鑑届（様式第 3）
 - ・ 委任状（様式第 6）（県外に本店を有する企業のみ）

(イ) 提出期間

公告日から令和元年 5 月 30 日（木）まで（ただし、休日は除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします（ただし、正午から午後 1 時までの間は除きます。最終日は午後 0 時（正午）までとします。）。

(ウ) 提出場所

〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-9
三重県志摩建設事務所総務・管理・建築室総務課
電話 0599-43-5125

(エ) 提出方法

紙媒体による持参での提出のみとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けません。

(6) 入札時に提出する書類

ア 工事費内訳書

(ア) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、会計規則第 71 条第 7 号の規定により無効とします。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格とします。

- a 工事費内訳書を提出しないとき。
- b 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないとき。
- c 一括値引き又は減額の項目が計上されているとき。

（注） 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

- d 記載すべき項目が欠けているとき。

（注） 記載すべき項目には、工事名、会社名及び代表者名を含みません（紙媒体による提出の場合を除きます。）。

- e その他不備があるとき。

(イ) 工事費内訳書は、数量、単価、金額等を記載してください。

(ウ) 工事費内訳書は返却しません。

また、工事費内訳書の内容については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

(エ) 工事費内訳書の差替又は再提出は認めません。

イ 企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書（様式第 2-1 号）

(ア) 企業要件（施工実績）欄（特定建設工事共同企業体の代表者のみ記載してください。）

3(3)アの同種工事Aの施工実績を記載し、記載した工事の施工実績を明確に証明できる書類の写しを提出してください。ただし、総合評価方式に係る技術資料に記載した工事实績と同じ工事を同種工事Aの施工実績として記載する場合は、工事の施工実績を明確に証明できる書類の写しの提出は省略できることとします。

なお、「工事の施工実績を明確に証明できる書類」とは、記載した工事がコリンズに登録されている場合は、竣工登録された登録内容確認書（工事实績）をいい、コリンズの登録が行われていない工事にあつては、契約書、仕様書、完成認定書等施工実績を明確に証明できるもの（完成したことが分かるもの）をいいます（以下「工事の施工実績を明確に証明できる書類」に同じとします。）。

- (イ) 配置予定技術者（資格及び施工実績）欄（特定建設工事共同企業体の各構成員別に記載してください。）
- a 3(3)イ(イ)の配置予定技術者の資格及び同種工事Bの施工実績を特定建設工事共同企業体の構成員ごとに記載し、記載した資格に係る資格者証及び工事の施工実績を明確に証明できる書類の写しを提出してください。ただし、総合評価方式に係る技術資料に記載した工事実績と同じ工事を同種工事Bの施工実績として記載する場合は、工事の施工実績を明確に証明できる書類の写しの提出は省略できることとします。
- なお、同種工事Bの施工実績を求めない特定建設工事共同企業体の構成員1及び2の配置予定技術者は、施工実績欄の記載は不要です。
- b 配置予定技術者は、複数の主任技術者等を記載することができます。ただし、様式第2-1号記載の配置予定技術者の差替又は追加は認めません。また、複数の主任技術者等を記載した場合であっても、設計図書等に特に記載がない限り、選任及び配置する主任技術者等は特定建設工事共同企業体の各構成員につき1名とします。
- c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出してください。
- d 配置する主任技術者等が専任を要する場合は、当該技術者が本工事の参加申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類（監理技術者資格者証の写し又は事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写し）を添付してください。
- e 配置予定技術者が、入札時には他の工事に従事している場合で、本契約時に配置できる状況にあるときは、あわせて誓約書（様式任意。以下「誓約書」において同様とします。）を提出してください。
- ウ 施工体制審査意向確認書
開札時において低入札となったとき、施工体制確認審査を受ける意思のある入札参加者は、総合評価ガイドラインに定める施工体制審査意向確認書（様式4）を提出してください。
- エ 納税確認書及び納税証明書（全ての構成員が提出してください。）
次の(ア)又は(イ)による納税確認書及び納税証明書の写しを提出してください。ただし、納税確認書及び納税証明書の写しの提出日から前6か月以内に発行されたものに限ります。
- (ア) 三重県内に本店を有する事業者
- a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）
- b 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のない証明用）（有料）
- (イ) 三重県外に本店を有する事業者
- a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）※三重県内に営業所等を有する場合のみ提出が必要
- b 所轄税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のない証明用）（有料）
- (7) 入札書提出時における添付書類の提出方法
- ア 電子入札により参加する場合
- (ア) 提出期間
(15)アによる電子入札システムによる入札書受付期間と同様とします。
- (イ) 提出方法
電子入札システムによる提出とします。ただし、電子入札システムでの提出が困難な場合は、紙等資料提出通知書を電子入札システムで提出し、紙媒体を公告日、案件名及び業者名並びに「入札時に提出する書類在中」を明記した封筒に入れ封印及び割印をした上で入札書受付期間内に持参又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出するものとします。
- なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。
- イ 紙入札により参加する場合
(ア)による持参又は(イ)による郵送での提出のみとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けません。

なお、工事費内訳書の提出方法については、(15)イ又はウによる入札書の提出方法に記載のとおりとします。

(7) 紙媒体により持参する場合

a 提出日時

(15)イ(ア)による入札書の提出日時と同様とします。

b 提出場所

(15)イ(イ)による入札書提出場所と同様とします。

c 提出方法

紙媒体を公告日、案件名及び業者名並びに「入札時に提出する書類在中」を明記した封筒に入れ封印及び割印をした上で提出してください。

(イ) 郵送する場合

a 受領期限

(15)ウ(ア)による入札書受領期限と同日時に、bで指定する郵便局において局留めで届いた入札時に提出する書類を回収するので、その時刻までにbで指定する郵便局に届くように郵送してください。

なお、入札時に提出する書類を郵送する場合は、令和元年6月24日(月)午後5時までに三重県志摩建設事務所総務・管理・建築室総務課(電話 0599-43-5125)まで電話により連絡してください。

b 指定する郵便局

日本郵便株式会社阿児郵便局

c 提出方法

表封筒と中封筒の二重封筒により提出することとします。

紙媒体を公告日、案件名及び業者名並びに「入札時に提出する書類在中」を明記した封筒に入れ封印及び割印をした中封筒を作成し、表封筒にdに掲げる項目を記載のうえ封印及び割印をした上で、「一般書留郵便又は簡易書留郵便」により「局留郵便」として郵送してください。

d 表封筒に記載する項目

〒517-0599

住所 三重県志摩市阿児町鶴方 4879

宛先 日本郵便株式会社阿児郵便局留め

受取人 三重県志摩建設事務所総務・管理・建築室総務課

案件名 1(1)の「工事番号及び工事名」

提出書類名 「入札時に提出する書類在中」

e その他

入札時に提出する書類が、受領期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

また、局留郵便の局留の期間は、郵便局に到着した日の翌日から起算して10日間です。10日間を経過すると差出人に返送されますので、指定する郵便局へ到着した日の翌日から起算して10日間を経過するまでの間に受領期限が到来するよう投函してください。

(8) 競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前の事前条件審査及び開札後の参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。

なお、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。ただし、落札候補者に競争参加資格がないと認められる場合は、次順位者を落札候補者として参加資格事後審査を実施することとします。

また、くじになった場合にあっては、くじの当選者を落札候補者とします。ただし、くじに当選し落札候補者となった者に競争参加資格がないと認められるときは、同様に競争参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで繰り返すものとします。

ア 事前条件審査項目

3(1)、3(2)及び3(4)に係る事項

なお、3(1)ア、イ、エ及びコ並びに 3(2)エについては、開札の時までに、また 3(1)ケについては落札決定日までに満たしていれば足りります。

イ 参加資格事後審査項目

競争参加資格要件に関する全ての項目

(9) 競争参加資格確認結果の通知

競争参加資格の確認結果は、次に記載する日までに通知する予定です。

ただし、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。

ア 事前条件審査結果

令和元年 6 月 12 日（水）（予定）

イ 参加資格事後審査結果

令和元年 7 月 3 日（水）（予定）

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。

(10) 競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は返却しません。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、参加資格事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。

ただし、追加提出等については開札日の午後 5 時までに追加提出等の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

また、競争入札審査会で追加提出等を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

なお、上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

(11) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 請求方法

説明を求める旨を記載した書面（様式任意）を提出して行うものとします。

なお、書面は持参するものとします。

イ 提出期間

競争参加資格がないと認められた場合の通知日の翌日から起算して 2 日以内（ただし、休日は除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします（ただし、正午から午後 1 時までの間は除きます。）。

ウ 提出場所

〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-9

三重県志摩建設事務所総務・管理・建築室総務課

電話 0599-43-5125

エ 回答方法

説明を求めた者に対し、説明を求められることができる期限の日の翌日から起算して 5 日以内（ただし、休日を除きます。）に書面により回答します。

(12) 総合評価に係るヒアリング

ア 総合評価に係るヒアリングを行います。

ヒアリングは令和元年 6 月 24 日（月）の開催を予定していますが、詳細については別途通知を確認してください。

イ ヒアリングは、原則として配置予定の主任技術者等に対して行います。

(13) 提案に関する通知等

技術提案（対策あり型）における否採用については、ヒアリング時に伝えるものとします。

なお、提案が適正と認められた場合は、当該提案に基づく入札を行うものとしますが、提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合は、標準案に基づく入札を行うものとします。

総合評価方式の技術資料の事後審査型の場合で、開札後に落札候補者となり、事後審査の結果、評価値の下方修正により落札者とならなかった者には書面により通知します。

(14) 入札方法

ア 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載しなければなりません。

イ 紙入札による場合は、入札書の宛名は知事宛とし、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら提出してください。

(ア) 代理人による入札にあたっては、入札書に入札者本人の住所及び氏名（法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者氏名。以下同じ。）が記載され押印がある場合は、委任状の提出は必要ありません。

(イ) 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書提出前に委任状を提出しなければなりません。この場合、入札書には入札者の住所及び氏名欄に入札者本人の住所及び氏名を記載するとともに、右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印することとします。

ウ 紙入札により共同企業体が入札する場合は、入札書を構成員全員の連名で記載し押印しなければなりません。共同企業体の代表者名で入札する場合は、他の構成員全員からの委任状を入札書提出前に提出しなければなりません。

電子入札により共同企業体が入札する場合は、電子調達運用基準 5-6 に基づいてあらかじめ届け出た共同企業体の代表者が単体企業として利用者登録済みの IC カードを使用しなければなりません。

エ 入札執行回数は 1 回とします。

オ 入札書の撤回、差替又は再提出は認めません。

(15) 入札書提出の日時及び場所

ア 電子入札による入札の場合

入札書受付期間は、令和元年 6 月 24 日（月）午前 8 時から午後 8 時まで及び同月 25 日（火）午前 8 時から午前 9 時 55 分までとします。

入札書は電子入札システムの入力画面において作成し、電子認証により登録された IC カードにより、指定の日時までに入札金額等を入力して送信してください。

イ 紙媒体による持参の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和元年 6 月 25 日（火）午前 9 時 55 分に(イ)において入札書を提出してください。

(イ) 入札書提出場所

〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-9
三重県志摩庁舎 1 階中会議室

(ウ) 入札書の提出方法

入札書及び工事費内訳書を公告日、案件名及び業者名並びに「入札書在中」を明記した封筒に入れ封印及び割印をした上で提出してください。

(エ) その他

本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書（写しも可）を提示してください。

ウ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書受領期限

令和元年 6 月 25 日（火）午前 9 時 55 分に(イ)で指定する郵便局において局留めで届いた入札書を回収するので、その時刻までに(イ)で指定する郵便局に届くように郵送してください。

なお、入札書及び工事費内訳書を郵送する場合は、令和元年 6 月 24 日（月）午後 5 時まで三重県志摩建設事務所総務・管理・建築室総務課（電話 0599-43-5125）まで電話により連絡してください。

(イ) 指定する郵便局

日本郵便株式会社阿児郵便局

(ウ) 入札書の提出方法

表封筒と中封筒の二重封筒により提出することとします。

(15)イ(ウ)の方法により入札書及び工事費内訳書を封入した中封筒を作成し、表封筒に(エ)に掲げる項目を記載の上、表封筒と中封筒の間に「本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書の写し」及び共同企業体の代表者名で入札する場合は「他の構成員全員からの委任状」を入れ封印及び割印をした上で、「一般書留郵便又は簡易書留郵便」により(イ)で指定する郵便局へ「局留郵便」として郵送してください。

(エ) 表封筒に記載する項目

〒517-0599

住所 三重県志摩市阿児町鶴方 4879

宛先 日本郵便株式会社阿児郵便局留め

受取人 三重県志摩建設事務所総務・管理・建築室総務課

案件名 1(1)の「工事番号及び工事名」

提出書類名 「入札書在中」

(オ) その他

入札書が、入札書受領期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

また、局留郵便の局留の期間は、郵便局に到着した日の翌日から起算して 10 日間です。10 日間を経過すると差出人に返送されますので、指定する郵便局へ到着した日の翌日から起算して 10 日間を経過するまでの間に受領期限が到来するよう投函してください。

(16) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和元年 6 月 25 日（火） 午前 10 時 15 分

イ 開札場所

〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-9

三重県志摩庁舎 1 階中会議室

ウ その他

開札の結果、評価値の最も高い者が 2 人以上ある場合は、くじ引きを行います。

くじの対象者全員が電子入札システムによる参加者である場合又は紙入札による参加者で開札に立ち会っている者の場合は電子くじによるくじ引きを実施します。

この場合、開札に立ち会っている紙入札による参加者は、開札場所において発注機関の端末で電子入札システムへくじ番号を入力することとします。

なお、開札に立ち会っていないくじ対象者がいる場合は、くじ引きを実施する旨と対象者名、入札金額、実施日時及び実施場所を当該案件の入札者全員に通知した上で、後日くじ引きを行います。

また、くじにより落札候補となった者に競争参加資格がないと認められた場合は、再度別途指定する日にくじ引きを行うことがあります。

(17) 施工体制確認審査

開札時に、低入札者が施工体制審査意向確認書を提出している場合は入札を保留し、低入札者に対して施工体制確認審査を行います。

ア 低入札者への連絡

予定した開札日の午後 5 時までに、当該入札を保留したことを入札情報サービスシステムにより公開するとともに、施工体制審査意向確認書を提出している低入札者に対し、施工体制審査マニュアルで定める施工体制確認資料の提出を求める旨の連絡を行います。

イ 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出を求める旨の連絡を受けた低入札者は、開札日の翌日（ただし、休日を除きます。）午後 5 時までに、施工体制確認資料を紙媒体により提出してください。

ウ 基礎要件の審査

施工体制審査マニュアル別紙 3「施工体制確認に係る審査基礎要件」の(3)又は(4)のいずれかに該当する場合は、施工体制が確保されると認められないため、確認審査及びヒアリングは実施せず、書面によりその旨を通知します。なお、この場合その者は失格とします。

エ 施工体制確認のためのヒアリング

提出された施工体制確認資料を基にヒアリングを行います。ヒアリングの実施日等については、後日通知します。ヒアリングの出席者は、当該工事に配置を予定している主任技術者等を含め 3 名以内とします。

オ 施工体制確認資料を提出しない等、施工体制審査マニュアルに基づく審査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会計規則第 75 条第 2 項に規定する担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

(ア) 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

a 会計規則第 75 条第 4 項第 1 号の規定による履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

b 三重県建設工事執行規則（昭和 39 年三重県規則第 16 号。以下「執行規則」といいます。）第 7 条第 1 項第 1 号の規定による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券を提出したことにより、保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の 10 分の 3 以上となります。

a 特定建設工事共同企業体で契約金額が 5 億円以上のとき。

b 会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けているとき（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限りません。）。

c 調査基準価格に満たない額で契約するとき。

(2) 入札の辞退及び競争参加資格喪失

入札の辞退及び参加資格喪失に関する取扱いは、次のとおりとします。

ア 参加申請書の提出後、競争参加資格事前条件の確認を受けるまでの間は、参加辞退届を持参又は郵送により提出することによって、参加を辞退することができるものとします。

イ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、入札書を提出するまで又は入札書受付締切日時のいずれか早い時点までに、入札辞退届を提出することによって入札参加を辞退することができるものとします。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加・指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

また、入札辞退届の提出は、次のとおりとします。

(ア) 電子入札による参加者の場合

入札書提出期間の開始までは書面を持参又は郵送により、入札書提出期間中は電子入札システムにより提出してください。

なお、入札書提出期間の開始までに書面を持参又は郵送により入札辞退届の提出を行った場合であっても、入札書提出期間中に電子入札システムにより入札辞退届の提出を行うものとします。

(イ) 紙入札による参加者の場合

書面を持参又は郵送により提出してください。

ウ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、イによる入札を辞退することができる期限以降、落札決定までの間に、競争参加資格条件を満たさなくなったときは、速やかに参加資格喪失届に理由を記載のうえ、その理由を証する書面等を添えて提出しなければなりません。

なお、緊急を要する場合は、電話等（受付は、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。）により参加資格喪失を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければなりません。

エ 入札辞退届又は参加資格喪失届を提出せず、かつ、発注機関への連絡を怠り指定された応札日時に応札しない場合は、その理由等について調査を行うことがあります。

オ 落札決定までの期間は、落札候補者に限り、配置予定技術者について他の工事への配置予定等を制限するものとします。他の工事の入札において、本工事の配置予定技術者を主任技術者等として配置を予定し

て入札に参加する場合で、当該入札が本工事の開札時刻以降に行われるときは、当該工事について入札辞退等の手続きを行わなければなりません。

(3) 開札

ア 電子入札による参加者で希望する者は開札に立ち会うことができます。

イ 紙入札による参加者がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書の開札を行うものとします。

ウ 紙媒体の持参による参加者は紙媒体の入札書を持参し、開札に立ち会うものとします。

エ 紙媒体の持参による参加者がいない場合で、立会いを希望する参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

オ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合の開札手続については、当該マニュアルに基づくものとします。

カ 電子入札若しくは郵送による参加者で開札の立会いを希望する者又は紙媒体の持参による参加者は、会場への入室時には、身分証明書を提示してください。

なお、会場の都合上、入室は、1 特定建設工事共同企業体につき 3 人までとします。

(4) 入札の無効及び失格

ア 本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、会計規則第 71 条各号のいずれかに該当する入札及び次の(ア)から(イ)までに示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、参加申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受ける等、3 の競争参加資格要件に関する事項に掲げる条件を満たさなくなった者は、入札に参加する資格のない者に該当します。

(ア) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(イ) 入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。

(ウ) 入札者が他人の入札の代理をしたとき。

(エ) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。

(オ) 入札者が定刻までに入札書を提出しないとき。

(カ) 金額を訂正した入札をしたとき。

(キ) 記名又は押印を欠く入札をしたとき（電子入札の場合は、電子証明書を取得していない者が入札したとき）。

(ク) 技術資料において届け出た配置予定技術者以外の者を、入札書提出時に提出する資料において申請したとき。ただし、本工事の施工にあたり、工場製作期間を有することを理由として、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において主任技術者等を交代する予定の場合における工場製作期間の主任技術者等は除きます。

(ケ) 総合評価に係るヒアリングにおいて、その指定時刻に指定場所に来なかったとき。

(コ) 総合評価方式に係る評価において参加資格がないことが認められたとき。

(サ) 総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。

(シ) 技術資料の内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないとき。

(ス) 入札書における誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭なとき。

(セ) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

イ 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とします。

(ア) 施工体制確認型総合評価方式の入札において、入札時に施工体制意向確認書を提出した者で、三重県施工体制確認審査マニュアルの「4. 入札失格要件」に該当するとき。

(イ) 低入札価格調査対象工事において、三重県低入札価格調査実施要領別表 2 に規定する「見積内訳等の検討に係る判断基準について」の「1. 判断基準の適用について」に該当するとき。ただし、本案件には、三重県低入札価格調査実施要領別表 2 に規定する「見積内訳等の検討に係る判断基準について」の「2. 基本的判断基準の(1)」及び「3. 見積内訳書の判断基準の(1)」は適用しません（ウ)において同じ。）。

(ウ) 低入札価格調査対象工事において、落札候補者となる低入札者が三重県低入札価格調査実施要領第 5 条第 1 項各号の基準を満たしていないとき。

- (エ) 提出した工事費内訳書の不明な点を説明しないとき。
- (オ) その他入札の執行を妨げたとき。
- (5) 入札における不正・不誠実な行為
 - 入札参加者は公正な入札の確保に努めなければなりません。なお、次のいずれかに該当する場合は不正・不誠実な行為とみなします。
 - ア 入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ったとき。
 - イ 入札参加者が、入札において、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、技術資料又は入札意思について相談したことが認められたとき。
 - ウ 入札参加者が、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は技術資料の内容を故意又は過失によって開示又は漏洩したことが認められたとき。
 - エ 予定価格を超えた応札をしたとき。
 - オ 総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。
 - カ 技術資料の内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないとき。
 - キ (2)ウで届けた理由又は内容が、虚偽又は著しく事実と反すると認められるとき。
 - ク 5(17)による施工体制確認審査に協力しないとき。
 - ケ (6)エによる低入札価格調査に協力しないとき。
 - コ (17)による工事实態調査等への協力や(9)による担当技術者の追加配置を怠ったとき。
 - サ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに基づく調査に協力しないとき。
- (6) 落札者の決定
 - ア 4(3)及び 4(4)の方法で決定するものとします。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とします。
 - イ 落札者の決定は、落札候補者について 5(8)イによる参加資格事後審査により競争参加資格があると認められた場合に行います。
 - ウ 落札者を決定したときは、電子入札システムにより入札に参加した者に対しては電子入札システムにて通知します。
また、紙入札により参加した者に対しては書面で通知します。
 - エ 調査基準価格を下回った入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査後に落札者を決定するものとします。
なお、この場合、落札候補者及び低入札者（落札候補者以外に低入札者がある場合で、三重県低入札価格調査実施要領第 5 条第 1 項各号の基準を満足する者をいう。）は三重県低入札価格調査マニュアルに基づく調査資料（以下「低入札価格調査資料」といいます。）を指定された日時までに提出しなければなりません。
 - (ア) 調査の結果、当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合は、落札候補者であっても、必ずしも落札者とならず、次順位者について判断します。
 - (イ) (ア)における次順位者が、調査基準価格を下回った入札であった場合は、同様に調査をして落札者となりうるかを判断することとし、予定価格以下で調査基準価格以上の入札であった場合は、調査を行わず落札者を決定します。
 - (ウ) 低入札価格調査資料を提出しない等、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。
 - オ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留します。
また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがあります。
なお、入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取りやめることがあります。
- (7) 現場代理人の選任

落札者は、本工事の本契約締結時に建設工事請負契約書の条項（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第 1 号様式の 2。以下「請負契約書」といいます。）第 10 条第 1 項により現場代理人を選任し、発注者に通知しなければなりません。

また、選任された現場代理人は請負契約書第 10 条第 2 項により工事現場に常駐することとします（ただし、請負契約書第 10 条第 3 項により発注者が認めた場合は除きます。）。

なお、現場代理人は主任技術者等及び専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。）と兼ねることができます。ただし、調査基準価格に満たない額で契約する場合の取扱いは、(9)及び(10)のとおりとします。

(8) 請負代金毎月部分払

次のいずれかに該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合にあっては、前払金を支払う限度額は契約金額の 10 分の 4 の額とし、本契約時に 10 分の 1 の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払を行うものとします。

また、落札者との協議の上、落札者の作成した工事費内訳書により出来高認定が必要と合意した場合は、工事費内訳書を当該契約書に添付するものとします。

ア 調査基準価格に満たない額で契約するとき。

イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受け、かつ、請負契約書第 40 条の債務負担行為に係る契約の前金払の特例が、会社更生法又は民事再生法の適用を受けた次年度以降も引き続き行われる場合は、前払金を支払う限度額は翌会計年度の契約金額の 10 分の 4 の額とし、当該会計年度の出来高予定金額を超えたときに 10 分の 1 の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払を行うものとします。

(9) 担当技術者の追加配置

ア 調査基準価格に満たない額で契約する場合は、建設業法上の主任技術者等のほかに、低入札価格調査資料提出時（ただし、施工体制確認資料を提出するときは、「低入札価格調査資料提出時」を「施工体制確認資料提出時」に読み替えるものとします。）に三重県低入札価格調査実施要領第 7 条に規定する専任の担当技術者（以下「専任の担当技術者」といいます。）1 名を追加して定め、本契約時に専任で配置しなければなりません。ただし、本工事が工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合は、専任の担当技術者は、現地で施工する期間に配置するものとします。

なお、専任の担当技術者は、次の条件を満たしていることとします。

(ア) 低入札価格調査資料提出時において三重県公共工事共通仕様書 1-1-6 に定める主任技術者等としての資格を有していること。

(イ) 低入札価格調査資料提出時において 3(3)イに定める競争参加資格要件のうち、特定建設工事共同企業体の代表者の主任技術者等に求める競争参加資格要件としての資格及び施工実績を有していること。

(ウ) 低入札価格調査資料提出時において直接的かつ 3 か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。

(エ) 専任の担当技術者は、本契約時に配置できる状況にあることとし、低入札価格調査資料提出時において他の工事に従事しているときは、併せて誓約書を提出すること。

なお、他の工事に従事しているときは、その工事の契約工期末日を過ぎていないことをいうものとします。ただし、契約工期末日までにその工事の完成検査等による契約の履行を確認した場合は、履行確認日を過ぎていないことをいうものとします。

また、本工事が工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合で、本工事着手時に配置する主任技術者等が工場製作期間に配置する予定の主任技術者等のときは、専任の担当技術者は、現場が工場から現地へ移行する時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査資料提出時に誓約書を提出することとします。

イ 専任の担当技術者は 1 名とし、その者の所属は特定建設工事共同企業体の代表者又は構成員の別を問わないものとします。

ウ 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとします。

エ 低入札価格調査資料提出時以降における専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通仕様書 1-1-6 の 2 に規定する技術者等の変更に関する取扱いと同様とします。

(10) 主任技術者等及び現場代理人の配置に関する追加条件

調査基準価格に満たない額で契約するときは、次の条件を課すものとします。ただし、工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合は、現地施工期間に配置する主任技術者等及び現場代理人に適用するものとします。

ア 主任技術者等は、契約金額にかかわらず専任での配置を要します。

イ 請負契約書第10条第3項に規定する、現場代理人の常駐緩和は、認められません。

ウ 請負契約書第10条第5項規定による、主任技術者等と現場代理人の兼務は、認められません。

(11) 重点監督

調査基準価格に満たない額で契約するときは、三重県建設工事監督要領に基づく重点監督を適用します。

(12) 落札の失効

発注者が仮契約書の提出を定めた日までに落札者が仮契約書を提出しないときは、会計規則第 77 条の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(13) 契約の締結

ア 本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三重県条例第 9 号）に基づき三重県議会の議決に付さなければならない案件ですので、落札決定後に落札者と仮契約を締結し、三重県議会の議決を得た後に、本契約を締結します。

なお、本工事の仮契約の締結予定日は、令和元年 7 月 11 日（木）です。

イ 落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すことができるものとし、仮契約の締結後であれば仮契約を解除できるものとします。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受けた場合は、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すことができ、仮契約の締結後であれば仮契約を解除することがあります。

(14) 契約後 V E 方式工事

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要と認められるときは請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。

(15) 支払条件

ア 前払の割合

契約金額の 10 分の 4 以内の額とします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第 3 条で定める毎月部分払の対象となった場合における前払金の支払については、本契約時に 10 分の 1 の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払を行うものとします。

イ 部分払の割合及び回数

部分払の割合は、会計規則第 52 条の規定による範囲内とし、回数は次のとおりとします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第 3 条で定める毎月部分払の対象となった場合は、同要領第 4 条に定める回数以内とします。

(ア) 契約金額 5 千万円未満のもの 1 回以内

(イ) 契約金額 5 千万円以上 1 億円未満のもの 2 回以内

(ウ) 契約金額 1 億円以上 2 億円未満のもの 3 回以内

(エ) 契約金額 2 億円以上のもの 3 回に契約金額の 1 億円を超える金額が 1 億円を増すごとに 1 回を加えた回数以内

(16) 変更契約

契約後の設計変更の際は、当初の請負比率で変更請負額を算定します。

(17) 工事实態調査

三重県低入札価格調査マニュアルに規定する「重点調査」又は「重点調査（施工体制確認資料提出なし）」を経て契約した場合は、工事实態調査に協力しなければなりません。

なお、工事实態調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(18) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(19) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続きにおいて、政府調達協定に係る苦情の申立があり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(20) 火災保険付保険の要否

要

(21) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(22) 契約書作成の要否

要

(23) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(24) 落札者は、3(3)の基準を満たし、かつ、技術資料により届け出た主任技術者等を本契約時に配置しなければなりません。

なお、本契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(25) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(26) 落札者は、本契約締結時に「契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリスト」を提出することとし、配置予定技術者の手持ち工事の状況等を確認したうえで、本工事の主任技術者等として配置可能と判断した場合に本契約を締結することとします。

(27) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

なお、落札者が締結する下請契約の相手方について、著しく不相当と認められる下請負人があるときは、建設業法第23条第1項（下請負人の変更）の請求を行う場合があります。

(28) 契約締結後、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が、三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不相当であると認められるときは、契約を解除することができるものとします。

(29) 本公告に定める規定により、落札決定を保留又は取り消した場合又は仮契約若しくは本契約を保留又は解除した場合、県は一切の損害賠償の責を負いません。

(30) 参加資格事後審査の時点で落札候補者とならなかった参加者の中に、結果として無効な応札をした者が含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとします。また、くじを引く場合についても同様とします。

(31) 入札をした者は、入札後において、本公告及び設計図書等についての不明を理由として苦情又は異議を申し立てることはできません。

(32) 本公告に関する問い合わせ先

〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-9

三重県志摩建設事務所総務・管理・建築室総務課

電話 0599-43-5125

7 Summary

(1) Construction name :

Construction work of the (Erihara Gochi Tunnel (temporary name)), Isobe Bypass Road Improvement Work on General National Highway Route No.167

- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification :
Submissions will be accepted from the date of this public announcement through to Thursday, May 30, 2019 from 8:30 A.M. to 5:00 P.M., excluding holidays. (However, please be aware that on the final day of submissions the deadline will be 0:00 P.M. (noon))
- (3) The date and time for bid submission :
Electronic Submissions
Electronic submissions will be accepted on Monday, June 24, 2019 from 8:00 A.M. to 8:00P.M. and Tuesday, June 25, 2019 from 8:00 A.M. to 9:55 A.M..
Bring Hard Copy Submissions in person
Please bring your Hard Copy Submission on Tuesday, June 25, 2019 9:55 A.M..
Postal Submissions
We will collect mail by general delivery from the designated post office at 9:55 A.M. on Tuesday, June 25, 2019, so please make sure your bid arrives in time for the collection.
- (4) For inquiries, please contact:
Shima Construction Office, Mie Prefecture
General Affairs, Administrative and Construction Office
General Affairs Division
TEL 0599-43-5125
- (5) Construction Managing authority :
Shima Construction Office, Mie Prefecture
General Affairs, Administrative and Construction Office
General Affairs Division
3098-9 Ugata, Ago-cho, Shima City, Mie Prefecture, 517-0501, Japan
TEL 0599-43-5125
- (6) Applications must be made in Japanese.

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
